

議案第 85 号

北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例について

北名古屋市医療費支給条例（平成 18 年北名古屋市条例第 116 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 25 年 12 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、子ども医療費の就学児に受給者証を交付することにより、通院に係る窓口負担を軽減するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市医療費支給条例（平成18年北名古屋市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「医療費の資格」を「医療費の受給資格」に改め、ただし書を削り、同条第2項中「ついて」を「おいて」に改め、「手当」の次に「（以下「診療等」という。）」を加える。

第8条第2項中「課される世帯」の次に「（以下「非課税世帯等」という。）」を加える。

第9条第2項中「就学児に係る子ども医療費の支給その他市長が特別の理由があると認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 本県の区域外の医療機関等において診療等を受ける場合
- (2) 本市の区域外の医療機関等において子ども医療費の就学児が診療等を受ける場合
- (3) 医療機関等において非課税世帯等の子ども医療費の就学児が診療等を受ける場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北名古屋市医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年8月1日以後に行われた医療に関する支給について適用し、同日前に行われた医療に関する支給については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 改正後の条例第7条第1項の規定に基づく就学児に係る申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。